

自動車局技術・環境政策課長
(公印省略)

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年12月7日付け国自技環第123号、国自旅第344号、国自貨第109号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和4年12月13日から令和4年12月27日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年2月1日から令和5年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 上記の内定通知から20日以内

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和4年12月2日から令和5年1月31日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和4年12月27日までに登録されたものにあつては、令和5年1月26日までを申請受付期間とする。